

定住促進のための住宅取得奨励金について

本市では、子育て世帯等の定住を促進することで、人口減少に歯止めをかけるとともに、活力あるまちづくりを推進するため、市内に住宅を取得する子育て世帯等に、住宅取得費として奨励金を交付しています。

○住宅の種別ごとの奨励金の額

- (1)新築住宅 50万円・・・自己の居住用に新たに建設し、まだ人の居住の用に供したことがない住宅
- (2)建売住宅 50万円・・・販売を目的として建設され、まだ人の居住の用に供したことがない住宅
- (3)中古住宅 25万円・・・人の居住の用に供されたことのある住宅

○対象者 住宅の所有権を取得した方で、所有権が共有名義の場合は、その持ち分が2分の1以上所有する方とし、次の(1)～(5)の要件を満たす方

- (1)住宅の所有権の保存または移転の登記が完了した日現在で、次のいずれかに該当する世帯であること
 - ①当該世帯に中学生以下の者がいること
 - ②新婚世帯(登記完了日前5年以内に婚姻し、夫婦いずれも45歳以下)であること
- (2)奨励金の交付申請者は、取得した住宅の所有者であること
- (3)本人及び同一世帯に属する者に市区町村税等の滞納がないこと
- (4)所有者等が登記完了日以後3か月以内に当該住宅の所在地に住民登録をしていること
- (5)本人及び同一世帯に属する者が、この奨励金の交付を受けた者または当該交付を受けた者の世帯に属していた者でないこと

○対象住宅(市内に定住を目的として取得した住宅)

- (1)専用住宅(専ら人の居住の用に供する住宅)または居住の用に供する部分(居室、台所、便所、浴室)の延床面積が総延床面積の2分の1以上ある併用住宅
- (2)平成30年1月1日から平成30年12月31日までの間に、住宅の所有権の保存または移転の登記が完了した住宅

※次のいずれかに当てはまる場合は、対象住宅になりません。

- ・別荘等の一時的に使用するもの
- ・賃貸、販売等の営利を目的としたもの
- ・既存住宅の増築、贈与または相続により所有権を取得したもの
- ・現に居住し、かつ所有する住宅を取り壊して、新たに建設したもの
- ・現に居住し、かつ所有する住宅(市内に所在するものに限る)から転居し、新たに所有権を取得したもの

○申請方法 住宅取得奨励金交付申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて申請してください。申請書等は、本庁2階都市計画課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

(1)申請書に添付する書類

- ①当該住宅に居住する世帯全員の記載のある住民票の写し
- ②戸籍謄本(婚姻年月日が確認できるもの)※新婚世帯に限る
- ③対象住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書
- ④併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の延床面積等が確認できる書類
- ⑤対象住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ⑥市税等納付状況確認同意書または市区町村が発行する世帯全員の滞納がないことを証明する書類
- ⑦共有名義同意書 ※対象住宅が共有名義の場合に限る。
- ⑧その他市長が必要と認める書類

(2)申請書の提出期間・・・所有権の保存または移転の登記が完了した日の属する年度末まで

登記が完了した日	申請書の提出期間
平成30年1月1日～平成30年12月31日	平成30年4月1日～平成31年3月31日

申請・問 **本庁** 都市計画課住宅・営繕G ☎52-1111 内線255(土・日曜日・祝日は除く)